

新潟市農村環境改善センター使用料免除基準

(趣旨)

第1条 新潟市農村環境改善センター使用料(以下「使用料」という。)の免除の取扱いについては、新潟市農村改善センター及び地域研修センター条例(昭和55年新潟市条例第40号。以下「条例」という。)及び新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例施行規則(昭和55年新潟市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 規則第9条第1項第2号に規定する公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体が利用する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域自治振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①自治協議会 ②コミュニティ協議会 ③自治会・連合自治会 ④老人クラブ ⑤消防団 ⑥防犯協会 ⑦交通安全協会 ⑧伝統芸能継承団体 ⑨①～⑧までに定めるもののほか、①～⑧までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(2) 教育振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①PTA ②幼稚園・保育園の保護者会 ③学校教育関係団体(校長会など) ④青少年育成協議会 ⑤子ども会 ⑥スポーツ少年団 ⑦ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体 ⑧婦人会 ⑨地区スポーツ振興会 ⑩地区体育協会 ⑪文化協会 ⑫①～⑪までに定めるもののほか、①～⑪までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(3) 社会福祉振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①社会福祉協議会 ②民生・児童委員協議会 ③保護司会 ④人権擁護委員協議会 ⑤子育て支援団体 ⑥障がい者支援団体 ⑦障がい者団体 ⑧高齢者支援団体 ⑨ボーイスカウト・ガールスカウト ⑩ボランティア団体 ⑪①～⑩までに定めるもののほか、①～⑩に準ずる団体であると市長が認めるもの

2 規則第9条第1項第3号に規定する農業振興活動を行う団体が利用する場合とは、次のとおりとする。

(1) 農業振興活動を目的とする団体で、次に掲げるものが農業の振興や農村地域の住民生活に寄与する活動を行う場合

①農業協同組合 ②土地改良区 ③土地改良区連合 ④農家組合 ⑤水利組合 ⑥生産組合 ⑦農業共済組合 ⑧①～⑦までに定めるもののほか、①～⑦に準ずる団体であると市長が認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前に申請された令和7年4月1日以降の使用料に関する免除の決定についてはこの基準によるものとする。